

○下水道処理施設維持管理者登録について(参考)

申請者	法人について、資本金500万円以上、自己資本1,000万円以上
管轄地域	本店所在地(中国地整は「鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県」)
有効期限	登録を受けた日の翌日から5年後の対応する年月の前日で満了
変更	30日以内に変更届を提出
廃業等	任意の様式にて届出 → 消除
現況報告	毎営業年度経過後、4月以内に提出(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書を添付)
提出について	※提出期限を過ぎての提出は、顛末書を添付すること
専任の技士	休日等を除き、毎日所定の時間勤務し、管理業務の技術上の管理に専念する者
下水道処理施設管理技士(営業所ごとに1名置く)	<p>①～⑤のいずれかの資格を有するもの</p> <p>①「下水道管理技術認定試験」合格者 日本下水道事業団が実施 試験区分「処理施設」 実務経験「大卒7年、短大(高専)9年、高卒11年、その他14年」 → 試験の合格・学歴を証明する書類が必要(実務経験は勤務先等から確認できるもの)</p> <p>②「3種技術検定」合格者 日本下水道事業団が実施 実務経験「大卒7年、短大9年、高卒11年、その他14年」 → 試験の合格・学歴を証明する書類が必要(実務経験は勤務先等から確認できるもの)</p> <p>③「技術士試験」合格者 (社)日本技術士会が実施する技術士試験 2次試験で 「技術部門を水道部門、(選択科目を下水道)」に合格、又は 「衛生工学部門、(選択科目を水質管理又は廃棄物処理)」に合格 → 試験の合格を証明する書類が必要(技術士会が証明書の発行も行っている)</p> <p>④地方公共団体等退職者の有資格者 下水道法施行令第15条の3第1号から7号に定める → 都道府県知事、市町村長の発行する証明書類が必要</p> <p>⑤下水道処理施設管理技士資格者認定講習修了者 (社)日本下水道協会が実施(H9.3.31まで行われていた) 旧認定講習修了番号 修了証等証明する書類が必要</p>
実務経験	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道の終末処理場の維持管理に関するもの ・実務経験年数は、試験の合格に係らず、通算の実務経験年数 ・実務経験の証明(終末処理場で確認の取れるもの) ・官側から終末処理場へ確認を行う

※取り扱いについては、変更となることがあります。